

## 議題(3)

# 乳児等通園支援事業所の認可及び利用 定員の設定に係る意見聴取について

---

第6回子ども・子育て支援会議

# 乳児等通園支援事業の認可基準と実施方法について

乳児等通園支援事業とは、令和8年4月から0歳6か月から満3歳未満で保育所等に通っていないこどもを養育している家庭が月一定時間までの利用可能枠の中で、こどもを預けることのできる事業です。

認可基準と実施方法については下記のとおりです。

実施方法	内容	職員配置基準	職員資格	保育室等面積基準
一般型 (専用室独立)	在園児とは別に、本制度を利用するこども同士で過ごすことを基本とする	2名※	1/2以上が保育士	0・1歳児: 1人当たり3.3m <sup>2</sup> 2歳児 1人当たり1.98m <sup>2</sup>
一般型 (在園児合同)	在園児と一緒に過ごすことを基本とする	2名※	1/2以上が保育士	
余裕活用型	保育の空き定員を活用して実施するもの	施設の認可基準に基づく	施設の認可基準に基づく	施設の認可基準に基づく

※2名を下回ってはならない。ただし、次の要件に該当する場合は1名とすることが可能である。

- ①保育所等と一体的に実施され、当該保育所等の職員からの支援を受けられる場合であり、乳児等通園支援事業従事者が保育士である場合。
- ②利用乳幼児の人数が3人以下であり、保育所等の保育室等(在園児と合同の部屋)において実施され、その保育所等の保育士による支援を受けられる場合。

# 実施予定の乳児等通園支援事業の施設について

令和8年4月から事業開始予定の事業所は下記のとおりです。  
公立保育所1園、私立保育施設3園が実施予定です。

施設	実施方法	施設の種類
平川保育所	一般型(専用室独立)	保育所(公立)
袖ヶ浦けやき保育園	一般型(在園児合同)	小規模保育事業所(私立)
アレッタ袖ヶ浦園	余裕活用型	小規模保育事業所(私立)
ユーカリ保育園	余裕活用型	保育所(私立)

# 実施予定の乳児等通園支援事業所の概要①

施設名	平川保育所	
施設の種類	保育所	
運営主体	袖ヶ浦市	
所在地	袖ヶ浦市三箇1965番地	
事業開始日	令和8年4月	
実施方法	一般型（専用室独立）	
定員	9人（0歳：3人、1歳：3人、2歳：3人）	
保育室	43.14m <sup>2</sup>	≧面積基準 25.74m <sup>2</sup> (0・1歳:3.3m <sup>2</sup> ×6、2歳:1.98m <sup>2</sup> ×3)
職員数（予定）	保育士2名	
給食提供	無し	
提供時間	9時00分～12時00分、13時00分～16時00分 (月～金)	

# 施設位置図



# 平面図



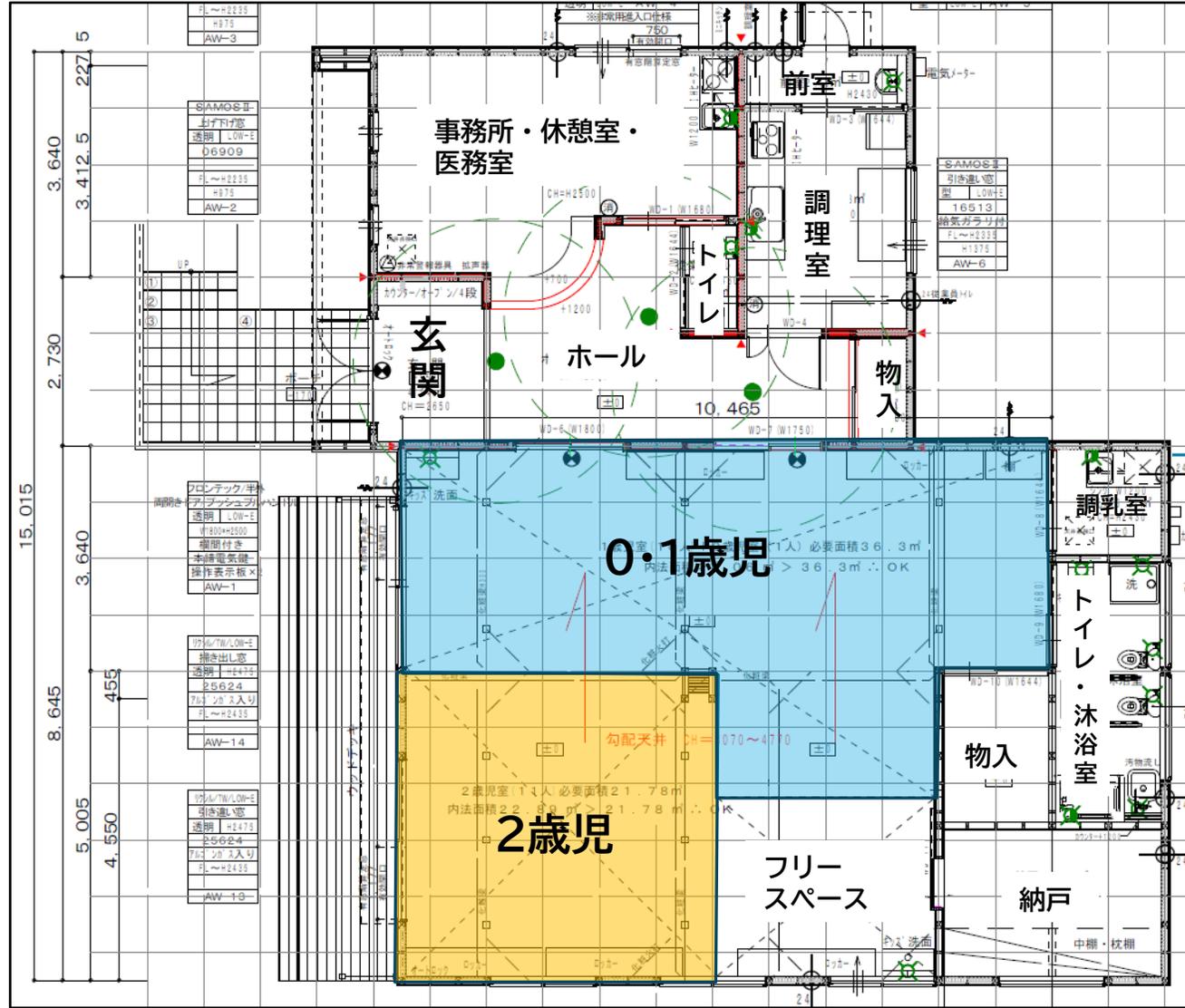
## 実施予定の乳児等通園支援事業所の概要②

施設名	袖ヶ浦けやき保育園	
施設の種類	小規模保育事業所	
運営主体	特定非営利活動法人キッズルームけやき	
所在地	袖ヶ浦市袖ヶ浦駅前1丁目10番地4	
事業開始日	令和8年4月	
実施方法	一般型（在園児合同）	
認可申請定員	3人（0歳：1人、1歳：1人、2歳：1人）	
保育室	8.58㎡	≥面積基準 8.58㎡ (0・1歳:3.3㎡×2、2歳:1.98㎡×1)
職員数（予定）	保育士1名（保育と合同実施のため専任は1名）	
給食提供	有り	
提供時間	10時00分～15時00分（月～土）	

# 施設位置図



# 平面図



## 実施予定の乳児等通園支援事業所の概要③

施設名	アレッタ袖ヶ浦園
施設の種類	小規模保育事業所
運営主体	株式会社エテルノ
所在地	袖ヶ浦市袖ヶ浦駅前1丁目31番地15
事業開始日	令和8年4月
実施方法	余裕活用型
認可申請定員	5人（0歳：2人、1歳：2人、2歳：1人）
保育室	余裕活用型のため、小規模保育事業の各保育室を使用
職員数（予定）	余裕活用型のため、小規模保育事業の職員を配置
給食提供	無し（お弁当持参）
提供時間	9時00分～16時00分（月～土）

# 施設位置図





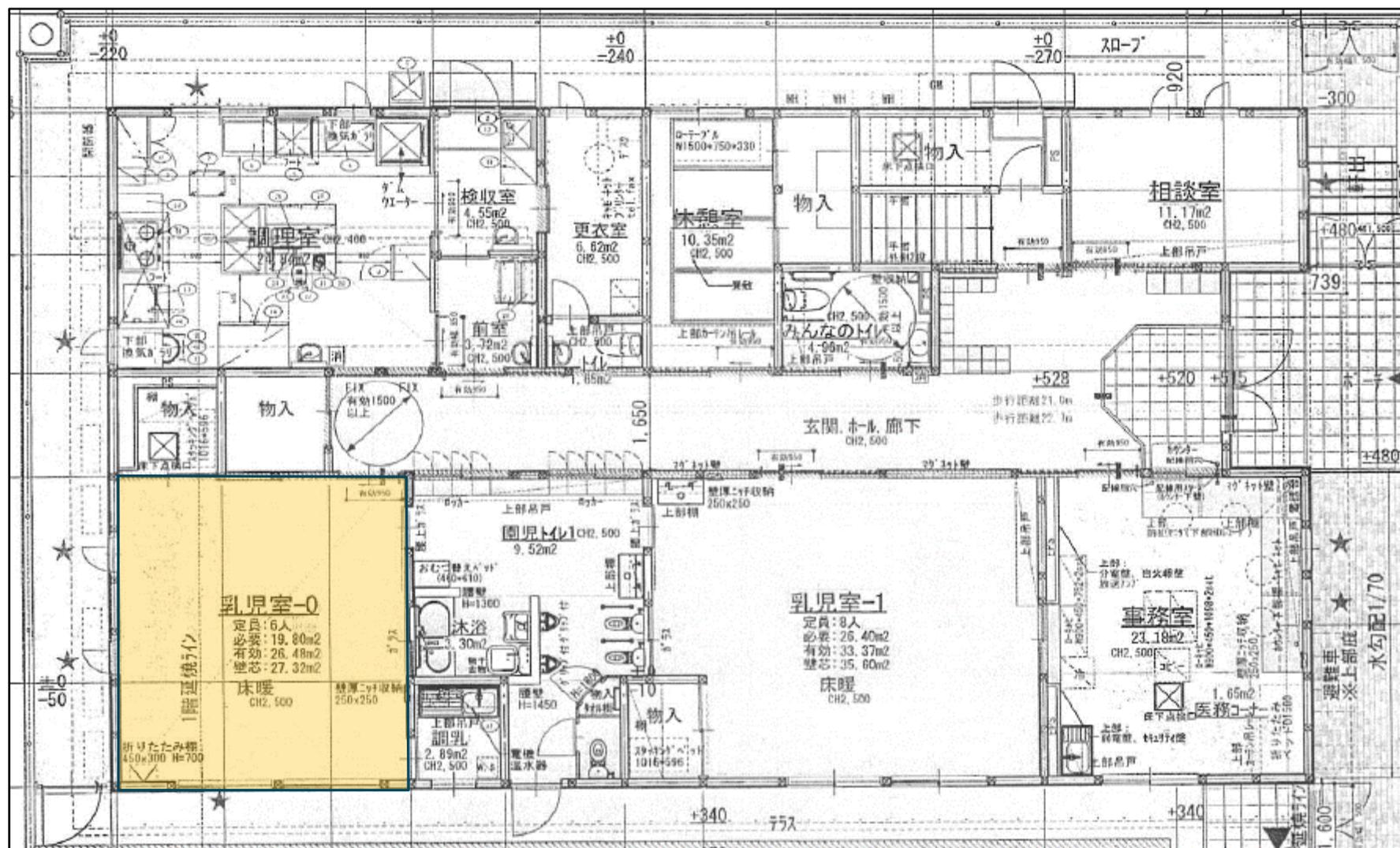
## 実施予定の乳児等通園支援事業所の概要④

施設名	ユーカーリ保育園
施設の種類	保育所
運営主体	社会福祉法人里心会
所在地	袖ヶ浦市袖ヶ浦駅前1丁目22番地3
事業開始日	令和8年4月
実施方法	余裕活用型
認可申請定員	3人（0歳：3人）
保育室	余裕活用型のため、保育所の保育室を使用
職員数（予定）	余裕活用型のため、保育所の職員を配置
給食提供	有り
提供時間	9時00分～18時00分（月～土）

# 施設位置図



# ユ一カリ保育園平面図(1階)



## 審議事項① 事業認可について

私立保育施設から提出された乳児等通園支援事業の認可申請に対し、下記の点から市は認可をする方針です。このことについて、子ども・子育て支援会議にて意見を伺います。

- ①当該事業が市の認可基準（部屋面積や保育士の資格や人数など）を満たす見込みであること
- ②当該事業は市の子育て応援プラン（第3期）に計画されており、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制に位置づけられていること

## 審議事項② 利用定員の設定について

私立保育施設の乳児等通園支援事業の利用定員について、市は下記の点から利用定員を設定する方針です。

- ①当該事業が市の確認基準を満たす見込みであること
- ②利用定員が認可定員と一致していること

また、公立保育所は下記の利用定員を設定する方針です。  
このことについて、子ども・子育て支援会議にて意見を伺います。

各保育施設の定員

(単位：人)

施設	0歳	1歳	2歳	合計
平川保育所	3	3	3	9
袖ヶ浦けやき保育園	1	1	1	3
アレッタ袖ヶ浦園	2	2	1	5
ユーカリ保育園	3	0	0	3

# 認可に係る意見聴取の根拠

## ■児童福祉法 第34条の15第2項

国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等を行うことができる。

### 同条第4項

市町村長は、第2項の認可をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。

## ■袖ヶ浦市家庭的保育事業等及び乳児等通園支援事業の認可の手続に関する規則 第3条

市長は、家庭的保育事業等の認可をしようとするときは、あらかじめ袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議の意見を聴かなければならない。

# 利用定員の設定に係る意見聴取の根拠

## ■子ども・子育て支援法 第43条第2項

市町村長は、第一項の規定により特定地域型保育事業(特定地域型保育を行う事業をいう。以下同じ。)の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。